

通達甲生総第57号

平成29年8月29日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会実施要綱の制定について

猟銃等の取扱いに関する講習会については、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会実施要綱（平成22年4月1日付け通達甲生環第27号別添）により実施してきたところであるが、このたび、同要綱の一部を改め、別添のとおり新たに制定したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け通達甲生環第27号）は、廃止する。

記

主な改正点

- 1 猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会（以下これらを「講習会」という。）の警察本部の主管課長を「生活安全部生活環境課長」から「生活安全部生活安全総務課長」（以下「生活安全総務課長」という。）に改めた。
- 2 警察署長（以下「署長」という。）は、講習会の受講申込書を受理したときは、申込内容を銃砲刀剣類所持等の管理システムに登録するほか、当該システムにより受講申込書を画像データに変換して生活安全総務課長に送信することとした。
- 3 署長は、講習修了証明書等再交付申請書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第22号）を受理したときは、2に準じて処理することとした。
- 4 講習会受講票の様式を一様式にまとめたほか、講習会受講者名簿を廃止するなど、様式を整理した。

別添

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項及び第9条の14第1項の規定による、茨城県公安委員会が開催する猟銃等の取扱いに関する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）及び年少射撃資格の認定のための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）（以下これらを「講習会」という。）の実施について、銃砲刀剣類所持等関係事務取扱いに関する訓令（平成21年茨城県警察本部訓令第17号）第9条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 「初心者講習会」とは、猟銃等講習会のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けていない者を受講者として開催する講習会をいう。
- 2 「経験者講習会」とは、猟銃等講習会のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者を受講者として開催する講習会をいう。

第3 講習会の開催の日時、場所等の公表

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項及び第29条第1項の規定により講習会の開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を公表するときは、警察署その他の警察施設の掲示板等に掲示する方法により公表する。

第4 受講申込みの受理等

警察署長（以下「署長」という。）は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する猟銃等講習受講申込書（規則別記様式第19号）又は規則第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書（規則別記様式第68号）（以下これらを「申込書」という。）が提出されたときは、次により処理すること。

- 1 申込書の記載内容及び当該講習会を受けようとする者（以下「申込者」という。）

の写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を確認した上で、当該申込書に当該写真を貼付させる。

2 生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）に対し、申込者が希望する受講日及び受講場所について受講可能かどうか確認する。この場合において、受講することが可能であるときは、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を生活安全総務課長に連絡する。

(1) 初心者講習会

受理年月日、申込者の本籍、住所、氏名のふりがな、氏名の字句、性別及び生年月日

(2) 経験者講習会

受理年月日、申込者の生年月日及び許可証番号

(3) 年少射撃資格講習会

受理年月日、申込者の本籍、住所、氏名のふりがな、氏名の字句、性別及び生年月日

3 申込書を受理するときは、茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）別表第1の17の項又は24の5の項に規定する手数料を、申込者が茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則（平成12年茨城県規則第149号）様式第4号の銃砲刀剣類所持関係手数料納付書に茨城県収入証紙を貼り付ける方法で納付させる。

4 申込書を受理したときは、申込内容を銃砲刀剣類所持等の管理システム（以下単に「システム」という。）に登録した後、講習会受講票（別記様式第1号）を申込者に交付する。

5 受理した申込書は、システムにより画像データに変換して生活安全総務課長に送信するとともに、当該申込書の正本は、講習会の開催日ごとに整理する。

第5 講習項目

1 初心者講習会における講習項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 猟銃等所持者の責任と心構え

ア 社会的責任を果たすために

イ 事故の実態

(2) 猟銃及び空気銃の所持に必要な知識

- ア 猟銃等の所持
- イ 所持許可制度
- ウ 所持許可の更新とその手続
- エ 所持許可の失効とその後の手続
- オ 指示及び所持許可の取消し
- カ 猟銃等の所持についての遵守事項
- キ 猟銃用火薬類等に関する法令
- ク 狩猟に関する法令

(3) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

- ア 銃の種類等
- イ 猟銃等の使用、保管等についての遵守事項
- ウ 実包の運搬及び保管についての遵守事項
- エ 射撃教習及び技能検定

2 経験者講習会における講習項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 猟銃等所持者の責任と心構え

- ア 猟銃等の事故防止
- イ 社会的責任を果たすために

(2) 猟銃及び空気銃等の安全管理

- ア 猟銃等の安全管理
- イ 猟銃用火薬類等の取扱い

(3) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

- ア 銃の知識の安全点検

(4) 教養効果測定

3 年少射撃資格講習会における講習項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- ア 猟銃・空気銃所持者の社会的責任
- イ 猟銃・空気銃の所持に関する法令

(2) 空気銃の使用等の取扱い

- ア 社会的責任を果たすために

イ 銃の種類等

ウ 空気銃の使用、保管等についての準則

第6 考査の実施等

- 1 生活安全総務課長は、初心者講習会又は年少射撃資格講習会の講習を受講した者に対して、講習終了後に考査を行う。
- 2 1の考査は、出題が50問で50点満点とし、合格基準は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 初心者講習会
おおむね9割以上の正答率
 - (2) 年少射撃資格講習会
おおむね7割以上の正答率
- 3 1の考査に合格した者は、当該講習会の課程を修了したものとみなす。
- 4 経験者講習を修了した者は、経験者講習会の課程を修了したものとみなす。

第7 修了証明書の交付

- 1 生活安全総務課長は、講習会を受講し、その課程を修了した者に対し、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める修了証明書を交付する。
 - (1) 初心者講習会又は経験者講習会の課程を修了した場合
講習修了証明書（規則別記様式第20号）
 - (2) 年少射撃資格講習会の課程を修了した場合
年少射撃資格講習修了証明書（規則別記様式第69号）
- 2 生活安全総務課長は、1(1)の講習修了証明書及び1(2)の年少射撃資格講習修了証明書（以下これらを「修了証明書」という。）を交付したときは、規程第7条第2項に規定する猟銃等講習会受講結果簿（規程別記様式第7号）に登載すること。
- 3 修了証明に記載する証明書番号については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める番号とする。
 - (1) 初心者講習会に係る講習修了証明書
各年ごとの5001番からの一連番号
 - (2) 経験者講習会に係る講習修了証明書
各年ごとの1番からの一連番号
 - (3) 年少射撃資格講習修了証明書

1 番からの一連番号

第8 修了証明書の書換え及び再交付

- 1 署長は、修了証明書の交付を受けた者から規則第22条第1項に規定する講習修了証明書等書換申請書（規則別記様式第21号）により、当該修了証明書の書換への申請を受理した場合において、申請の理由を調査した結果その理由が相当と認めるときは、当該修了証明書を書き換えるとともに、生活安全総務課長にその旨を通知し、かつ、規程第10条に規定する猟銃等所持者カード（規程別記様式第14号）（以下「所持者カード」という。）に必要な事項を記載すること。
- 2 生活安全総務課長は、1の通知を受理したときは、その内容を猟銃等講習会受講結果簿に書換え年月日及びその理由を記載すること。
- 3 署長は、修了証明書の交付を受けた者から規則第22条第2項に規定する講習修了証明書等再交付申請書（規則別記様式第22号）により当該修了証明書の再交付の申請を受理した場合において、申請の理由を調査した結果その理由が相当と認めるときは、当該再交付等申請書をシステムにより画像データに変換して生活安全総務課長に送信すること。
- 4 生活安全総務課長は、3の送信を受けたときは、修了証明書中に再交付である旨を記載して、署長を経由して再交付すること。
- 5 署長は、4の再交付を行ったときは、所持者カードに必要な事項を記載すること。

第9 講習会実施結果の報告

生活安全総務課長は、講習会を警察職員に行わせたときは、講習会実施結果報告書（別記様式第2号）により当該警察職員から報告を受けること。

<様式略>